

3—6 経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）

(1) 貸付対象者

経営力強化保証制度要綱（20240522 中庁第1号）に定める経営力強化保証を利用する者であって、信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）に該当し認定を受けて既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金・運転資金合計で 1億円
貸付利率	年1.7%
貸付期間	10年以内（うち据置1年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済 保証期間が1年以内の場合は一括返済でも差し支えない
その他	既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に限り借換が可能

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 事業行動計画書 ② 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ③ セーフティネット5号認定書 ④ 長野県経営健全化支援資金（新型コロナ借換向け）申込確認書 ⑤ 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ⑥ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
イ 設備資金の場合
⑦ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑧ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑨ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑩ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図
ウ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて。⑥は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（4）に該当。

(5) その他のポイント

ア 貸付対象者

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者。なお、県内における営業期間が1年未満のものであっても、貸付けの対象となる。

イ 資金使途

新型コロナウイルス感染症関連保証に係る既往借入金を借り換えるものに限る。なお、運転・設備資金を問わず借換資金に追加融資資金を加えることが可能であるが、経営の安定に必要な事業資金であって、事業計画の実施に必要な資金に限る。

ウ 借換条件

次のすべての条件を満たすこと。

(7) 信用保証付き融資であって以下に掲げる既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金に限り借換が可能であること。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- ・保険法第12条に規定する経営安定関連保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

(イ) 同一金融機関での借換であること。

(ウ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

エ その他

本制度は全国統一の保証制度である「経営力強化保証」に対応する制度。

貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。